

# プロモーション商品申込書利用条件

## 第1条(目的)

本利用条件は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という。)が契約者又は契約者の顧客の商品又はサービスに関するプロモーションサービス(以下「委託業務」という。)を契約者に対して提供するに際し、契約者と当社との間に適用される条件を定めることを目的とする。

## 第2条(契約の成立)

1. 本利用条件に基づき、契約者と当社との契約(以下「本契約」という。)は、所定的方式により、契約者が当社に対し申込書を提出し、これに対し当社が所定の審査のうえ承諾した時点で成立する。
2. 当社は、前項の申込に際して、申込書の提出先名義として当社の支店又は営業所等を指定することがある。当社は、かかる場合においても当該支店又は営業所が契約者から前項の申込を受けるための権限を有することを契約者に保証する。
3. 契約者が自己の顧客のために本契約を締結する場合、契約者は、当社に対して、本契約を締結し、本契約上の義務を履行することに関し、当該顧客から必要な権限の一切を与えられていることを保証する。
4. 委託業務の詳細(委託内容、業務委託料、作業期間、納入時期を含むがこれらに限られない。)に関しては、申込書のほか別途協議のうえ定める仕様書(以下、申込書とあわせて「仕様書等」という。)において定める。

## 第3条(委託業務の遂行)

1. 当社は、仕様書等に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を遂行する。
2. 当社は、契約者の要請があった場合又は委託業務が完了した場合、委託業務の遂行状況につき、契約者に対し速やかに報告する。

## 第4条(業務委託料の支払)

契約者は当社に対し、仕様書等に従い、申込書に定める請求金額(以下「業務委託料」という。)を支払う。

## 第5条(貸与品)

1. 契約者は、当社の求めに応じ、委託業務を遂行するうえで必要となるサンプル、資料等の物品(以下「貸与品」という。)を無償で貸与する。当社は、貸与品を委託業務の遂行の目的以外に利用せず、善良な管理者の注意をもって管理する。
2. 当社は、契約者から要請があった場合又は委託業務が完了した場合、契約者の指に従い貸与品を返却又は廃棄する。

## 第6条(委託業務の変更)

契約者又は当社は、自己の事由により委託業務の内容の変更を希望する場合、その変更内容、理由等を明記した書面をもって相手方に申し入れ、誠意をもって相手方と協議する。

## 第7条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約の成立した日から、委託業務が完了した日又は契約者が業務委託料の支払を完了した日のいずれか到来の遅い日までとする。

## 第8条(契約者情報)

1. 契約者は、委託業務を遂行するうえで必要となる契約者又は契約者の顧客の商品又はサービスに関する情報(以下「契約者情報」といい、画像データ、著作物、商標、商号、ロゴその他契約者から提供された一切の情報を含む。)を当社に提供するとともに、当社が契約者情報を委託業務の遂行の目的の範囲内で、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを許諾する。
2. 契約者は当社に対し、契約者情報につき知的財産権(商標権、著作権、著作人格権を含むがこれに限られない)を行使しない。
3. 契約者は、契約者情報に以下の情報(表現も含む。以下本条において同様とする。)を含めてはならない。
  - (1) 第三者が誤認混同を生じるおそれのある情報
  - (2) 事実と異なる、又は真実性が疑わしい情報
  - (3) 第三者の商品若しくはサービスを認め、又は品位若しくは名誉を傷つけるおそれのある情報
  - (4) 第三者の肖像権、著作権、商標権等第三者の権利を侵害するおそれのある情報
  - (5) コンピュータウイルス又は不正なプログラムを含む情報
  - (6) その他当社の禁止する情報
4. 契約者は、当社による契約者情報の利用が、第三者の著作権、著作人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権又は他のいかなる権利をも侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理を予め完了させなければならない。
5. 契約者は、契約者情報が事実と一致することその他契約者情報について、第三者に対し一切の責任を負う。当社は、契約者情報につき一切責任を負わない。
6. 契約者は、契約者情報について日本及び委託業務の遂行地において適用のある諸法令(表示関連法令、消費者保護関連法令を含むがこれらに限られない。)を遵守する。
7. 当社は、契約者が本条のいずれかに違反すると判断した場合、契約者に対して契約者情報の変更を求め又は自ら契約者情報の変更を行うことができる。
8. 契約者情報について当社と第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用負担において当該紛争に誠実に対応し、当社に何らの迷惑もかけなければならない。
9. 前項の場合において、当社が紛争に対応し、当該紛争の解決のために費用を負担したときは、契約者は、当社が負担した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限られない。)を当社の請求に応じて負担する。

## 第9条(委託業務にかかる著作権)

委託業務を遂行することによって得た、又は委託業務の遂行の過程で作成された情報、データ、著作物、その他全ての知的財産権(契約者に提供されたものを含むがこれに限られない)は、当社に帰属する。但し、書面による別段の合意をした場合を除く。

## 第10条(委託業務遂行の停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託業務の遂行を予告なく停止することができる。
  - (1) 当社又は通信事業者等の設備の事故、災害、メンテナンス、バージョンアップその他技術的理由により委託業務の遂行が不能又は困難なとき

(2) 当社の責によらない事由により委託業務の遂行が不能又は困難なとき

2. 当社は、契約者が本契約に違反した場合には、違反状態が解消されるまでの間、何時でも委託業務の遂行を予告なく停止することができる。
3. 前2項の場合において、当社は、契約者に対する債務の不履行から免責されるものとし、これによるいかなる損害も負担しない。

## 第11条(免責)

当社が委託業務を完了した場合において、委託業務の結果を契約者が利用したことに基づいて契約者に発生したいかなる不利益・損害又は得べかりし利益において、当社はこれを保証し、填補するものではない。また、契約者に関連し、かつ、委託業務の遂行にいかなる関わりを有する第三者に発生した不利益・損害又は得べかりし利益についても同様とする。

## 第12条(賠償)

委託業務の遂行に起因し、又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因のいかんを問わず、(i)原因行為の直接の結果として現実かつ実際に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない。)の範囲に限られ、かつ(ii)契約者が当社に支払う業務委託料を限度とする。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

## 第13条(個人情報及び秘密情報)

1. 契約者及び当社は、直接、間接を問わず委託業務の遂行に関連して直接的又は間接的に知り得た相手方の個人情報及び営業秘密等一切の情報(以下あわせて「秘密情報等」という。)を、日本及び委託業務の遂行地において適用のある個人情報保護法令、不正競争防止関連法令その他関連する諸法令を遵守し、安全かつ適切な方法で厳重に管理する。
2. 契約者及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合(個人情報にあつては当該情報主体本人の同意も要する。)を除き、秘密情報等を委託業務の遂行の目的以外に利用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。
3. 契約者及び当社は、秘密情報等を委託業務の遂行において当該秘密情報等を知る必要のある自己の役員及び従業員以外の者に開示してはならない。
4. 契約者及び当社は、秘密情報等について法令上の要請により強制力をもって開示を要求された場合、その強制された範囲において、当該秘密情報等が秘密として保持すべきものであることを示して開示することができる。この場合、秘密情報を開示した当事者は相手方に対して開示前又は開示後速やかにその旨を通知する。
5. 契約者及び当社は、相手方から要請があった場合又は委託業務が完了した場合、相手方の指示に従い秘密情報等を返却又は破壊しなければならない。
6. 契約者及び当社は、本条に違反した場合又は違反のおそれがある場合、相手方に対して直ちにその旨を通知し、相手方の指示する措置を講じなければならない。
7. 本条の義務は、本契約終了後も3年間を存続する。

## 第14条(解除)

1. 契約者及び当社は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告なしに本契約を解除することができる。
  - (1) 自己の営業を停止したとき
  - (2) 本契約に違反し、相当期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず、当該相当期間経過時には是正のないとき
  - (3) 支払いの停止、仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は特定調停その他これに類する手続の申し立てがあったとき
  - (4) 合併、事業譲渡又は解散の決議をしたとき
  - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (7) 第3号乃至第6号のほか財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (8) 住所変更の届出を怠るなど自らの責による事由によって、所在が不明となったとき
  - (9) 第三者からのクレームに対し速やかに対処しないこと合理的に判断したとき
  - (10) 契約者が第2条に定める審査基準に適合していないことが事後的に判明したとき、又は適合しなくなったとき
  - (11) 反社会的勢力に属する、又は反社会的勢力との関連性が認められると合理的に判断したとき
  - (12) 自らの営業を行うために必要な許認可を有しないときその他法令及び社会道徳等に反する行為をなしたと合理的に判断したとき
  - (13) その他本契約を継続し難い重大な事由があると合理的に判断したとき
2. 契約者又は当社は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、相手方当事者に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済する。
3. 本条の解除は、相手方当事者に対する損害賠償を妨げない。また、当社は契約者に対して、解除日までに委託業務遂行のために要した費用を請求できる。

## 第15条(再委託)

当社は、当社の責任において、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

## 第16条(権利義務の譲渡、承継等)

契約者及び当社は、事前に相手方当事者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

## 第17条(届出)

1. 契約者は、住所、連絡先その他届出内容に変更があった場合には、当社に対し遅滞なく所定の手続きに従い変更の届出を行う。
2. 届出内容に変更があったにもかかわらず前項の届出がなく契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

## 第18条(準拠法、管轄裁判所)

本契約は、日本法に基づき解釈され、当事者は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴訟に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。